



国民保護ってなんだろう？

～武力攻撃やテロなどから大切なものを守るために～



このパンフレットでは、武力攻撃やテロなどが万が一起こった場合に
みなさんの命や財産を保護するための「国民保護」のしくみや
みなさんがどのように行動すればよいかを紹介しています。

滋 賀 県

国民保護とは

武力攻撃やテロなどは、あってはならないことですが、万が一起こった場合には、みなさんの安全が守られなければなりません。こうした事態が起こった場合は、下の図のように国や都道府県、市町村等が連携し、危険からみなさんを守る事となっています。このことを「国民保護」と呼んでいます。

みなさんがこうした事態に遭遇してしまった場合に、自分や家族を守るためには、この国民保護のしくみを理解し、どのように行動すればよいのかを知っておくことがとても大切です。



国民保護のしくみは国民保護法で定められています

平成16年9月に「国民保護法」（正式名称は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」）が施行されました。日本に対する外部からの武力攻撃などを受けたときに国民の生命、身体および財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小にできるよう国や地方公共団体等の役割分担やその具体的な措置が定められています。



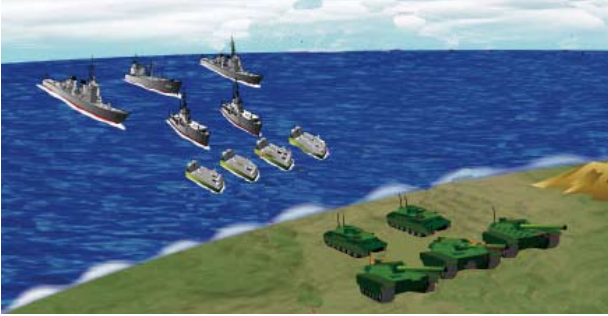
*表紙のマークは、国民の保護のための措置に従事する者等やそのために使用される場所や車両等を識別するための国際的な特殊標章です。

武力攻撃とは

武力攻撃やテロ等について、政府は次のような事態を想定しています。

武力攻撃

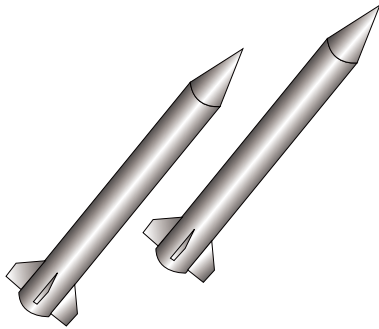
①地上部隊が上陸する攻撃



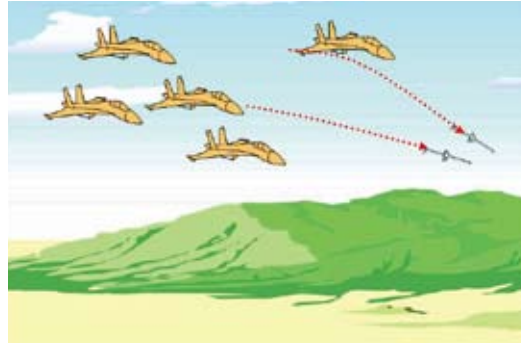
②ゲリラ・特殊部隊による攻撃



③弾道ミサイルによる攻撃

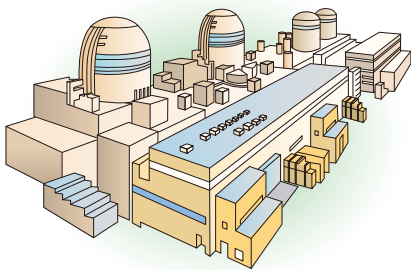


④航空機による攻撃



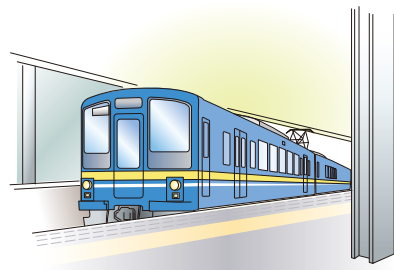
テロ等

①危険物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態



原子力発電所の破壊

②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態



駅の破壊

③多数の人を殺傷することが可能な物質等による攻撃が行われる事態



放射性物質

生物剤や化学剤の大量散布

④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

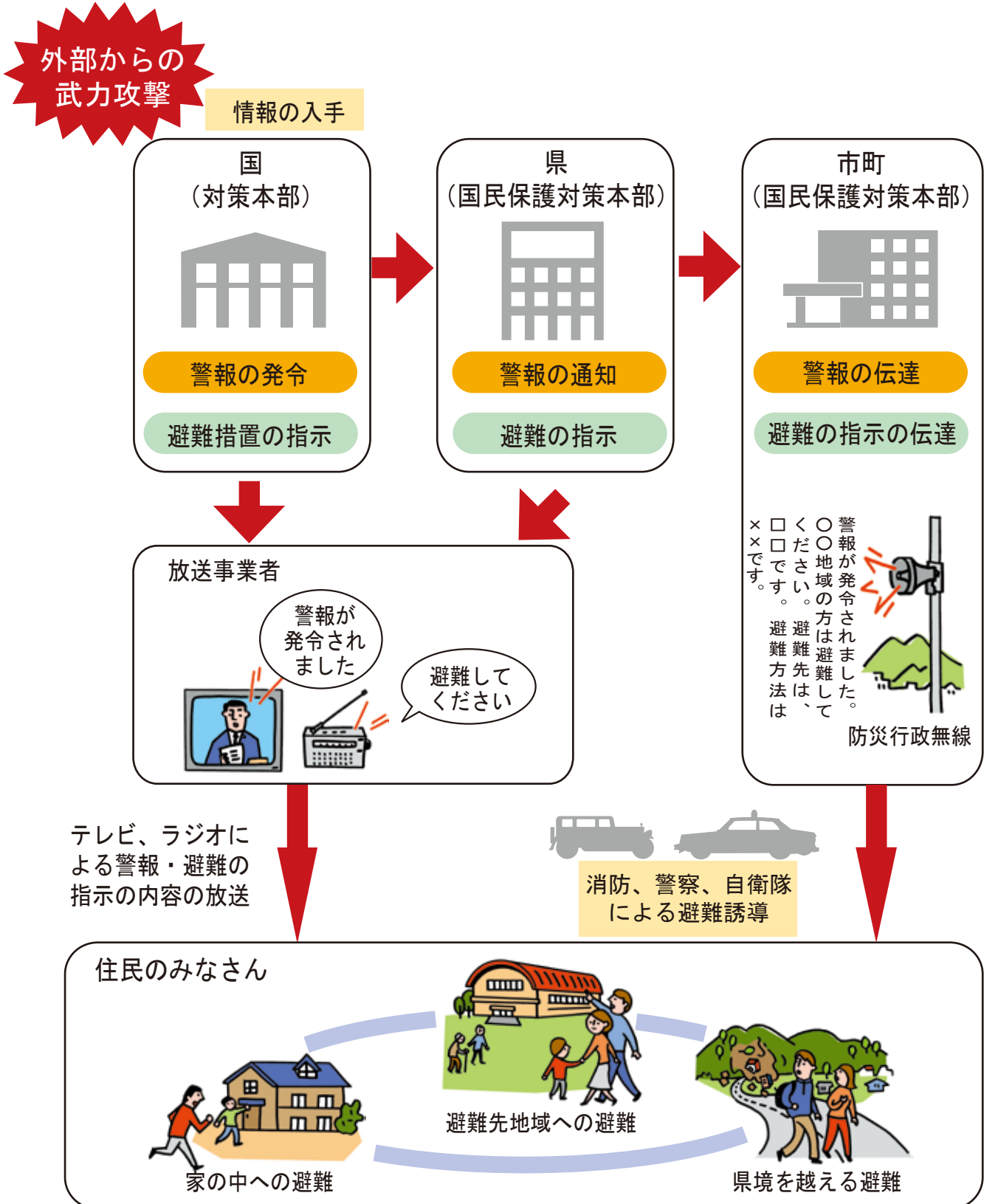


航空機による自爆テロ

避難のしくみ

日本に対する武力攻撃が迫った場合、国はその情報を把握し、みなさんに警報を発令します。また、国は、避難の必要があると認めた場合は、避難措置の実施について県に指示を行います。

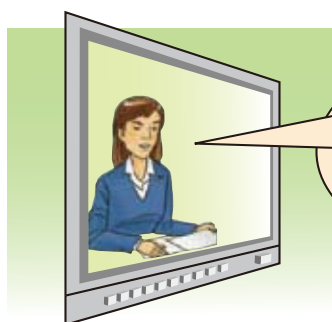
これを受けて県は、市町を經由して、みなさんに対し、避難の指示を行います。市町は、消防等を指揮し、みなさんの誘導を行います。



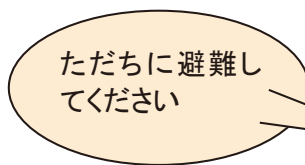
警報が発令されたら

みなさんの安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫り、または発生した地域には、市町から原則として防災行政無線のサイレン[※]を使用してみなさんに注意を呼びかけることとしています。そして、テレビ、ラジオなどの放送や消防の広報車両などを通して、どのようなことが、どこで発生した、あるいは発生するおそれがあるのか、みなさんにどのような行動をとってほしいのかといった警報の内容をお伝えします。

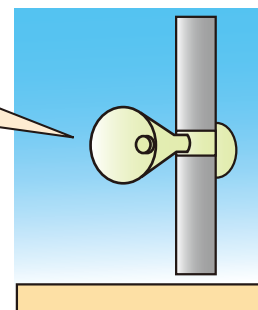
また、住民のみなさんの避難が必要な地域には、同様な方法で避難を呼びかけます。



警報が発令されました。
〇〇地域が攻撃を受けています。落ち着いて行動してください。

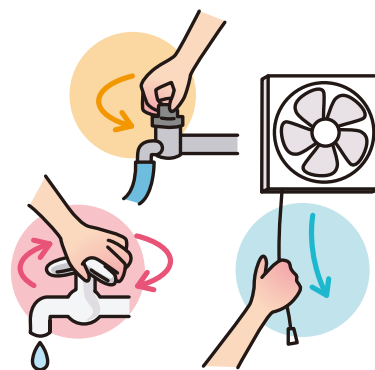


ただちに避難してください



・屋内にいる場合

- ドアや窓を全部閉めましょう。
- ガス、水道、換気扇を止めましょう。
- ドア、壁、窓ガラスから離れて座りましょう。



・屋外にいる場合

- 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難しましょう。
- 自家用車などを運転している方は、できる限り道路外の場所に車両を止めてください。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならないようにしてください。



※サイレン音については、内閣官房の国民保護ポータルサイト

(<http://www.kokuminhogo.go.jp/>) にてサンプル音をお聴きいただけます。

避難の指示が出されたら

県からの避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難所施設への避難、市町や県の区域を越えた遠方への避難などが考えられます。みなさんの安全を守るため、状況に応じて適切な指示を出します。

避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動しましょう。

避難の指示に基づき、自宅から避難所へ避難する場合には、以下のことに留意しましょう。

- ガスの元栓をしめ、コンセントを抜いておきましょう。冷蔵庫のコンセントは挿したままにしておきましょう。
- 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持参しましょう。
- パスポートや運転免許証など、身分を証明できるものを携行しましょう。
- 家の戸じまりをしましょう。
- 近所の人に声をかけましょう。
- 避難の経路や手段などについて県・市町からの指示に従い適切に避難しましょう。



常備薬や処方せんのコピー、小さな子どもがいる家庭はほ乳びん、紙おむつなどを備えておくと便利です。

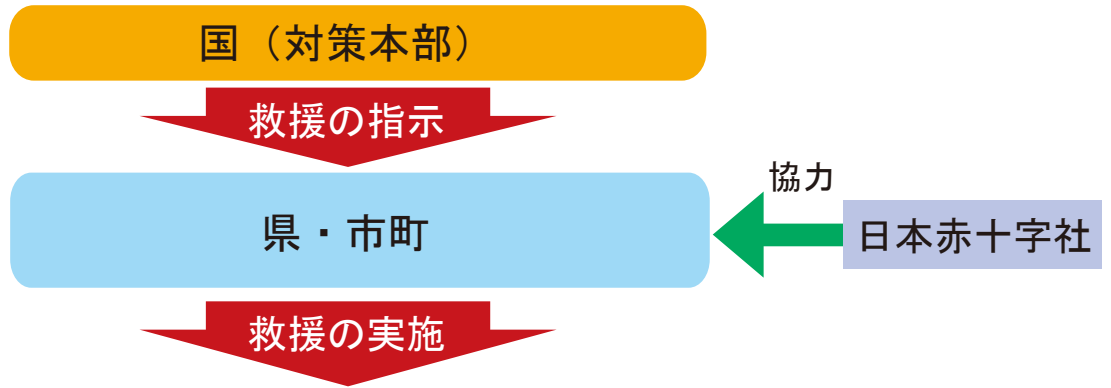
事案に応じた避難の方法

- 着上陸侵攻の場合は、攻撃が予測された時点においてあらかじめ避難することも想定されます。避難の経路や手段などについて県・市町からの指示を待ちます。
- ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合は、当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ県・市町からの指示に従い避難します。
- 弾道ミサイル攻撃の場合は、当初は近隣の堅牢な建物や地下街などの屋内へ避難し、県・市町からの指示を待ちます。
- 航空攻撃の場合は、攻撃の目標を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられます。その後状況に応じ県・市町からの指示に従い避難します。



救援のしくみ

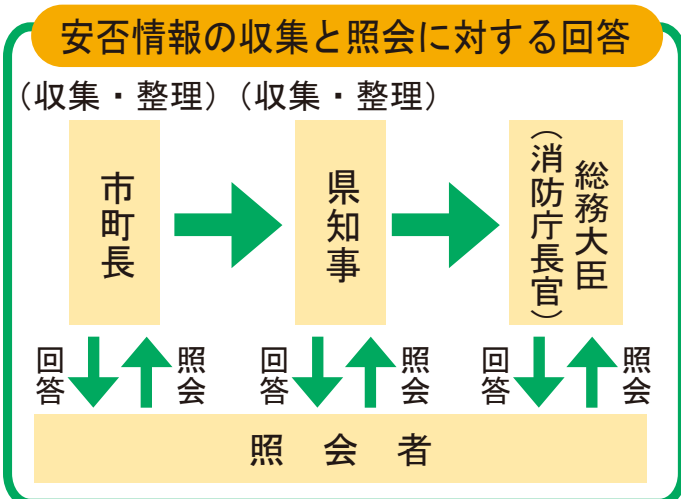
住民の避難が行われた場合や武力攻撃災害により被災した場合、避難住民や被災者に対し、食品・飲料水の提供や医療の提供などの救援活動を県、市町、日本赤十字社などが力を合わせて実施します。



収容施設の設置、食品・飲料水の提供、生活必需品の提供、医療の提供など



また、国、県、市町は、行方不明となったり家族と離ればなれになった人たちのために安否情報を収集・整理し、みなさんからの照会にお答えします。



安否情報の照会に対する回答項目

- ① 避難の指示を受けた住民に該当するか否か
- ② 武力攻撃による災害で死亡または負傷した住民に該当するか否か
- ③ 被照会者に関する情報
 - ・ 負傷または疾病の状況
 - ・ 現在の居所 など

※安否情報の照会に対する回答は、個人情報保護に十分留意して行われます。

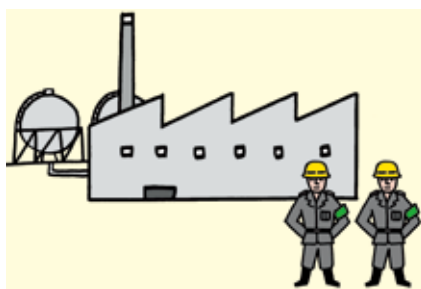
武力攻撃災害への対処

武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国、県、市町が一体となって必要な措置を実施します。

- 生活関連等施設（原子力発電所、ダム、鉄道施設等）の安全の確保、警備の強化、立入制限などを行います。



- 危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止・制限などを行います。



- 警戒区域の設定を行います。区域内への立入制限および禁止、退去命令を行います。



- 消火、救急および救助の活動を行います。

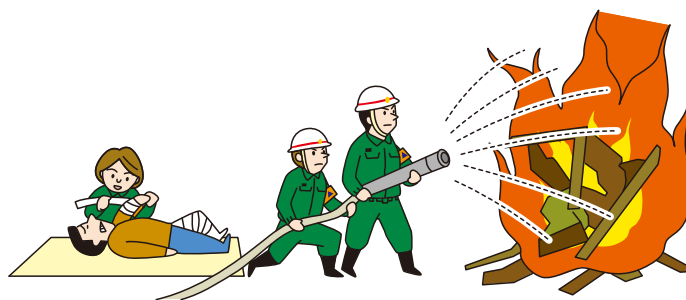


消防団のみなさんへ

消防は、武力攻撃やテロ等が発生した場合には、住民を火災から保護するとともに、災害を防ぎ、被害の拡大を防止することになっています。

災害への対処について消防団に期待される活動には、次のものがあります。

- 消火活動などの災害の防御
- 消防警戒区域の設定
- 消防本部の活動支援
- 負傷者の応急手当
- 被災情報の収集 など



また、災害への対処以外にも警報や避難方法の住民への伝達や避難住民の誘導について消防団の活躍が期待されています。

なお、これらの活動は、攻撃による危険がなく、安全が確保されたなかで行うことになっています。

自主防災組織やボランティアに期待されること

阪神・淡路大震災では、大規模災害時の初動対応における自主防災組織やボランティアの役割の重要性が指摘されました。こうした自主的な防災活動は、国民保護においても、住民の避難や被災者の救助などの局面において十分活かされるものです。

このような国民の協力は、国民の自発的な意思に委ねられるものであり、また、その活動に当っては、安全の確保が十分に配慮されなければなりません。

自主防災組織やボランティア等による国民の協力には、次のものがあります。

- ① 住民の避難や被災者の救援の援助
- ② 消火活動、負傷者の搬送または被災者の救助の援助
- ③ 保健衛生の確保の援助
- ④ 避難に関する訓練への参加

○避難住民の誘導への協力

避難用バスへの誘導など



○救援への協力

避難所での救援物資の配布や炊き出しなど



○消火、負傷者の搬送、被災者の救助への協力

負傷者の搬送、応急手当など



○保健衛生の確保への協力

健康相談所の開設支援など



自然災害への備えが役立ちます

地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち出す非常持ち出し品や、数日間を自足できるようにするための備蓄品が国・県・市町等により紹介されていますが、これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し避難をしなければならないなどの場合においても大いに役立つものと考えられます。家族全員で備えましょう。

数日間を自足できるようにするための備蓄品（3日分が目安）

普段使っている物と同じ物を用意しておくとう便利です。下の例は1人あたり3日分が目安です。

- 飲料水 9リットル（3リットル×3日分）
- ご飯（アルファ米*） 4～5食分
- ビスケット 1～2箱
- 板チョコ 2～3枚
- 缶詰 2～3缶
- 下着 2～3組
- 衣類 スウェット上下、セーター、フリースなど



*アルファ米…一度炊いた米を乾燥させたもので、お湯や水を注ぐだけで食べられ、非常食としても活用できる。

滋賀県国民保護計画

滋賀県では、武力攻撃やテロ等が万が一起きた場合に、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施できるよう、措置の具体的内容や実施体制、関係機関との連携などをまとめた「滋賀県国民保護計画」を平成18年1月に策定しました。

この計画では、国民の保護のための措置を実施するに当たって、特に留意すべきこととして、主に以下のことを定めています。

1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施にあたっては、憲法の保障する国民の自由と権利を尊重します。自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行います。

2 高齢者、障害者等への配慮

国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者等特に配慮を要する方の保護について留意します。また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

3 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等において、警報の発令や被害状況等の情報を、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、みなさんに提供します。

4 連携協力の確保

国民保護措置の実施にあたっては、国や市町等の関係機関と平素から相互の連携体制の整備に努めます。

5 湖上輸送の活用

避難住民や物資等の運送にあたっては、湖上輸送の活用に努めます。防災での取り組みを活用し、必要な船舶の確保に努めるとともに、輸送拠点として地方港湾等の活用を検討します。

6 水源地（琵琶湖等）対策

近畿圏1,400万人の暮らしを支える琵琶湖等の水源地への様々な毒物等の投入による災害に対応するため、水質監視の強化や専門機関との連携など必要な体制の整備に努めます。

7 権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う土地や建物の使用などによる損失補償、不服申立てまたは訴訟への対応など権利利益の救済手続を、できる限り迅速に処理するよう努めます。

8 国民の協力

避難や救援等の国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、みなさんに対し、必要な援助について自発的な意思による協力をお願いすることがあります。

用語の説明

●ゲリラ・特殊部隊による攻撃

日本に兵力を潜入させて行う不正規型の武力攻撃。この攻撃の態様として、不正規軍の要員であるゲリラによる施設などの破壊や人員に対する襲撃などが行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、作戦中枢への急襲などが行われるものがある。

●弾道ミサイル

主にロケットエンジンで推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後はそのまま慣性で弾道軌道を飛行し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイル。空気が非常に薄く、抵抗が少ない大気圏の高層や宇宙空間といった高々度を飛行するため、同じエネルギーでもより遠距離に到達することが可能である。

●防災行政無線

都道府県・市町村・関係機関が相互に、あるいは市町村から住民に対して、防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる通信システム。

●武力攻撃災害

武力攻撃により直接・間接に発生する人の死亡・負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的・物的災害。

●避難住民

避難の指示を受けて避難した者および自主的に避難した者（滞在者を含む）。

●生活関連等施設

発電所、鉄道施設、ダムなど国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある施設。または、毒物・劇物、高圧ガス、生物剤などの危険物質等の取扱所で、その安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設。

●警戒区域

市町村長または知事等が設定し、関係者以外の立入りの制限もしくは禁止、または退去の命令を行うことができる区域。

みなさんからの情報提供が災害の発生や拡大を防ぎます

みなさんが武力攻撃による災害の兆候を発見した場合、みなさんから寄せられる情報が、災害の発生やその拡大を防ぐことにつながります。次のような災害が発生するおそれがある現象を見かけたら、最寄りの市役所、町役場、消防署、警察署に連絡してください。

- ①火災
- ②堤防の水漏れ
- ③建造物の倒壊
- ④動物の大量死 など

電話

消防：119番

警察：110番

